

SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS LLP

Time & Life Building
1 Bruton Street
London W1J 6TL
Telephone (020) 7518 7100

2022年5月23日

シルチェスター・インターナショナル・インベスターズLLP（以下「**弊社**」）は、顧客の代理として株式会社京都銀行（以下「**当会社**」）の株式 4,739,900 株を保有しております。これは、当会社の発行済株式の 6.2%に相当するものです。弊社の顧客は集団として、当会社の最大株主です。また、弊社の顧客は、2006 年以来当会社の株主であります。

弊社は、15 年以上にわたり、当会社の経営陣と取締役会との対話を行ってきました。弊社は、当会社が健全な資本構成を維持し、収益と役員取引等収益を拡大させ、過去から引き継いだ高コストなインフラを縮小することを望みます。しかし、当会社が更なる事業繁栄に失敗したという事実を、残念ながらお伝えしなければなりません。

2022 年 4 月 25 日付で弊社は、当会社に対し特別配当実施に関する議案を提出する意向であると発表しました。2022 年 5 月 13 日付で、当会社は当該の議案が 6 月に開催予定の年次株主総会において付議されることを確認しました。

弊社が提案する議案は、追加の特別配当として 1 株当たり 132 円の支払いを承認するよう当会社の株主に対し呼びかけるものです。

議案が承認された場合、2022 年 3 月期に当会社が支払う配当は合計で 1 株当たり 232 円となります。これに対し、当会社の 1 株当たりの当期純利益は 273 円です。

2022 年 5 月 13 日付で当会社は、弊社の特別配当の提案に関し、反対意見を表明しました。その中で、当会社は弊社の提案は、「地域金融機関である当行の特徴を考慮しない、短期的な視点に立脚したものと考えざるを得ず、中長期的な企業価値の向上に繋がらない」と述べています。

弊社は、このような記述は、認識の甘さと財務的洞察力の欠如を示すものだと考えます。当会社が発表した意見は、弊社の特別配当実施に関する提案を誤って解釈し不正確に伝えるものです。当会社と当会社の取締役会は、資産を留保しようとしています。これは、当会社、当会社の株主、規制当局、顧客、株主のいずれにも利益をもたらすことを目的としておらず、経営陣の安心材料としての資産の留保でしかありません。

弊社が提案する特別配当は、単純な考えに基づくものです。弊社は当会社が、以下を合計した普通配当と特別配当を支払うことを望みます。

- 当会社が保有株式に関わり受け取る年間配当の 100%に相当する金額、及び、
- 当会社のコアの銀行業務からの純利益の 50%

弊社の配当に関する考え方は、当会社の取締役会が当会社の長期的利益にかなうと判断した際に、自己株買戻しの定期的実施を可能にするものです。

弊社の配当に関する考え方は、当社が徐々に業績を改善し、当会社の技術的インフラを強化し、地域への融資を増やすことを可能にします。当社が、収益の改善が見込まれ資本コストを上回る場合には、隣接事業への拡大を行うことも可能です。

弊社の考え方は、保有株式に関わる受取配当金を盾にごまかしをする代わりに、当社をコアの銀行業務の収益性改善に確実に注力させるものです。

弊社の提案は、当社がコアの融資・銀行業務から発生する利益のうち相応な割合を確実に保持することを可能にします。また、弊社の提案においては、当社が保有株式に関わり受け取るすべての年間配当の恩恵を、株主が受けられるようになります。

弊社は、当社が2022年3月期に25億円規模の自己株式取得を実施し、1株当たり100円の配当を支払う予定であると認識しています。特別配当に関する議案が承認された場合、当社は2022年3月期の連結利益の約3%を留保することとなります。

弊社の考え方は、当会社の支払能力を改善し、地域金融機関としての責任を果たす能力を損ねるものではありません。

- 当会社の自己資本比率は、12.1%です。これに対し、日本の地方銀行の平均自己資本比率は9.6%、規制要件の最低基準は4%です。2022年5月13日付の当会社の発表の内容とは対称的に、特別配当実施後、当会社の自己資本比率は低下しません。
- 当社は、顧客からの極めて多額の預金の恩恵を受けています。当社が、個人、地元事業、地方自治体への融資を増やすことを望む場合、そうすることが可能です。いかなる融資活動も、慎重に実施し利益を生み出すものとしなければなりません。2022年5月13日付の当会社の発表の内容とは対称的に、特別配当実施は、当社が融資事業を拡大させ、地域社会への責務を果たすための能力を損ねるものではありません。
- 弊社の考え方は、当社に対し保有株式の処分を求めるものではありません。弊社は、当社に対し、単に保有株式に関わるすべての配当金を株主に分配することを求めているのです。当社が独自に、保有銘柄のひとつ、または、それ以上を処分する判断をした場合には、処分益は特別配当として株主へ分配する、もしくは、機に乗じた自己株買戻しの実施に充てるべきです。
- 以前、当社は、顧客との関係維持のため、株式保有を継続する必要があるとの考えを示していましたが、現在当社は歴史的な理由で株式を保有していると主張しています。弊社は、当会社の投資ポートフォリオには、保有株式として任天堂株式会社、オムロン株式会社、京セラ株式会社、株式会社村田製作所等が含まれていると認識します。弊社は、当社が保有する株式は、当会社の時価総額を上回っていると認識します。

弊社の考え方は、当社と当会社の取締役会に対し、コアの銀行・融資業務の全体の収益性に重点を置かせるものです。弊社の考え方は、当社と当会社の取締役会に対し、株主に対する説明責任を果たさせ、適切な資本配分制度を採用させるものです。これにより、以下に記載の中・長期的利益を期待することができます。

- 当社が ROE を改善する可能性が高まり、資本コストをカバーできるようになります。過去 10 年間における当社の ROE は、3%未満です。当社の ROE は、他の地方銀行を含む日本企業の ROE を下回るものです。当社の低い ROE は、低い利益、過度に高い費用収益比率、及び、過剰な資本の留保が原因となっています。低い ROE は、当社の株主、ステークホルダー、そして、広い範囲では地域社会に弊害をもたらすものです。低い ROE は、時間とともに企業価値の損失につながるものです。
- 当社の評判が改善します。当社は、地域事業への金融コンサルティングサービスの提供を計画しています。これにあたり、当社の取締役会は責任ある資本の管理者として見られる必要があります。責任ある資本の管理者は、適切な資本配分を行います。
- 当社が、安定した普通配当の支払いと特別配当の適時実施を組み合わせることで、株主への還元が向上します。当社の主な株主は日本人で、その中には、個人、家族、保険会社、年金基金、企業、および、政府機関が含まれます。これらの多くが、京都府の株主です。日本の株主は、当社が配当を向上させることを期待しています。なぜならば、配当が高い程、株主自身が負う責任を果たすことが可能となるからです。

弊社といたしましては、株主の皆様が特別配当実施に関する提案を慎重に検討されることをお勧めしたいと考えます。また、弊社は、株主の皆様が特別配当実施に関する提案に対し、賛成票を投じられることをお勧めします。特別配当実施に関する提案は、株主の皆様が当社の業績と当社の経営陣の仕事ぶりに対する考えを表明する権利を与えるものです。特別配当実施に関する議案に対する賛成票は、取締役会に対し、当社の資本配分方針に関する将来的方向性を示すと同時に、取締役会の執行能力に対する責任を問うものです。

本プレスリリースに関するお問い合わせは、Tim Linehan (tlinehan@silchester.com) まで御連絡下さい。

シルチェスターについて

シルチェスター（以下「弊社」）は、英国を拠点とする資産運用会社です。弊社は、「ボトム・アップ」方式の、価値に応じた投資アプローチを用いて、米国以外の国で上場されている株式に対して顧客資金を投資しております。弊社は、「長期的な」資産運用のみを行っており、空売り、デリバティブの利用又は転換型金融商品への投資は行いません。弊社は、その純資産、株価収益率又は配当利回りに比して株価が比較的安価に評価されている発行会社に投資を行うように努めます。弊社は、1995年以来日本の株式市場での投資を行っております。

弊社は、複数の大規模な合同運用ファンドの資産運用会社に選任されております。Silchester International Investors International Value Equity Trust は、これらの合同運用ファンドの一つです。Northern Trust Companyは、当該ファンドのカストディアンを務めており、当該ファンドの持分を Northern Trust Company AVFC Re: Silchester International Investors International Value Equity Trustという名称のノミニー勘定で保有しています。Northern Trust Companyは、弊社に対し、資産運用会社として特別配当実施に関する提案を行う権限を付与する委任状を発行しておりますが、それ以外の点では本提案に関与していません。

弊社は、「アクティビスト」投資家ではありません。弊社は、顧客資産の受託者であり、コーポレート・ガバナンスに関する自らの義務を重く受け止めております。弊社は、適切と考える場合にはポートフォリオに含まれる会社と協議を行います。

SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS LLP

Time & Life Building
1 Bruton Street
London W1J 6TL
Telephone (020) 7518 7100
Facsimile (020) 7491 7495

2022年4月27日

シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ LLP (以下「弊社」) は、顧客の代理として株式会社京都銀行 (以下「当会社」) の株式 4,739,900 株を保有しております。これは、当会社の発行済株式の 6.2% に相当するものです。弊社の顧客は集団として、当会社の最大株主です。また、弊社の顧客は、2006年9月以来当会社の株主であります。

弊社は、15年以上にわたり、当会社の経営陣と取締役会との対話を行ってきました。弊社は、当会社が健全な資本構成を維持し、収益と役員取引等収益を拡大させ、過去から引き継いだ高コストなインフラを縮小することを望みます。しかし、当会社が更なる事業繁栄に失敗したという事実を、残念ながらお伝えしなければなりません。

当会社の取締役会が適切な資本配分制度の導入を怠ったことについて報告しなければならないのは、弊社にとって残念なことです。これに業務の非効率性が相まった結果として、当会社は 10% 程度の株主資本利益率 (以下「ROE」) を達成できていません。低い ROE は、当会社の株主に特に弊害をもたらすものです。当会社の主な株主は日本人で、保険会社、年金基金、企業年金、政府機関、ならびに、個人が含まれます。弊社の顧客と同様、日本の株主は、当会社が配当を向上させ、ROE を高めることを期待しています。

当会社の投資ポートフォリオは規模が大きく、保有株式として任天堂株式会社、オムロン株式会社、京セラ株式会社、株式会社村田製作所等が含まれています。当会社が保有する株式は、当会社の時価総額を大幅に上回っています。これら保有株式は、顧客との関係維持に必要なものではありません。

最新の統合報告書の中で取締役頭取の土井氏は、保有株式には「地元京都の上場企業株式が多く含まれております。この中には、当該企業がベンチャー企業といわれた時代に、当行が融資だけでなく出資も積極的におこない、成長を支援した頃から保有を続けているものが数多く含まれております。」と述べられています。更に続けて土井氏は、「幅広いステークホルダーのみなさまにとっても、ご理解いただきやすく、かつ当行の企業価値向上につながる最適解を導き出せるよう取り組んでまいります。」と述べられています。

弊社の目からは、もはやこれら保有株式の多くは「ベンチャー企業」への投資とは判断されなくなっていることが明確であり、大規模なグローバル上場企業の株式の保有であるといえます。土井氏が述べられた内容とは対称的に、取締役頭取としての土井氏と当会社の取締役会は、当会社の企業価値の向上に失敗しています。

当会社のステークホルダーは、当会社の繁栄を期待しており、様々な機会において弊社は取締役頭取の土井氏と当会社の取締役会に対し、事業を向上させるようお願いしてきました。弊社は、株主価値を提供するにあたり、当会社が資本配分のあり方を是正するようお願いしてきました。当会社は、これを拒否しました。

2021年3月期の当会社の純利益は169億円でした。これにより、ROEは2%未満となりました。当会社は弊社に対し、当会社が保有株式に関わり約173億円の配当金を受け取ったと伝えました。これは、当会社のコアの銀行業務の損失が約4億円であったことを意味します。

2022年3月期に当会社は、200億円の純利益を予想しています。これにより、ROEは2%未満と予想されます。当会社は弊社に対し、当会社が保有株式に関わり約200億円の配当金を受け取る予想をしている旨伝えました。これは、当会社のコアの銀行業務が、意義ある利益を全くあげないことを意味します。

2021年12月28日付で、当会社は新たな株主還元方針を発表しました。その一環として、当会社は総還元性向50%を目案として設定しました。また、当会社は、25億円を上限とする自己株式取得についても発表しました。当会社の発表では、年間配当予想は1株当たり100円であるのに対し、当期純利益は1株当たり265円と予想されています。こうした変化は改善を示すとはいえ、当会社の歴史的な資本配分に対する姿勢を是正するには全く不十分なものです。

2022年2月14日付で、弊社は当会社に対し配当政策を修正するよう正式に要請致しました。弊社は当会社に対し、以下を組み合わせた普通配当と特別配当の実施をお願いしました。

- 当会社が保有株式に関わり受け取る年間配当の100%に相当する金額、及び、
- 当会社のコアの銀行業務からの純利益の50%

弊社が提案する配当政策は、当会社の経営陣に対し、コアの融資・銀行業務から利益を生むためのインセンティブを確実に与えると考えられます。弊社が提案する配当政策は、得られる利益のうち相応な割合を確実に保持することを可能にします。これはまた、当会社が銀行事業を拡大させる上で十分な財務的弾力性を持つことを可能にするものです。また、弊社が提案する配当政策においては、当会社が保有株式に関わり受け取るすべての年間配当の恩恵を、株主が受けられるようになるのです。この配当政策を採用することは、当会社、及び・または、当会社の将来的事業の見通しに悪い影響を与えるものではありません。また、これが貴行が顧客にサービスを提供する上で満たすべき要件である支払い能力や、より広範囲では京都府のステークホルダーに対する義務の遂行を妨げるものでもありません。

当会社と当会社の取締役会は弊社からの提案を拒否しました。過去15年間にわたり当会社が採用してきた価値の損失につながる手法を、取締役頭取の土井氏と当会社の取締役会は継続しようとしているのです。

当会社の現在の株主還元方針は、株主の利益に沿うものではなく、株主還元方針が改善されなければ、日本の株主を含む当会社のステークホルダーに更なる弊害をもたらすものとなります。

2022年4月25日付で、弊社は当会社に対し2021年12月に発表された自己株式取得の計画の内容を加味した正式な催告書を送付しました。

弊社からの催告書は、当会社が2022年6月に開催予定の年次株主総会の議案として、特別配当実施に関する提案の記載を求めるものです。当会社が、何らかの理由で、弊社の催告書を退け、弊社の提案を株主総会議案に記載することを拒否した場合、弊社は臨時株主総会開催に必要な手続きを取ります。

弊社の提案に対し株主からの承認が得られた場合には、2022年3月31日現在の株主名簿上の全株主に対し、1株当たり132円の特別配当が追加で支払われることとなります。これにより、2022年3月期の当期純利益予想1株当たり265円に対し、当会社が支払う配当金は1株当たり合計232円となります。

弊社といたしましては、株主の皆様が特別配当実施に関する提案を慎重に検討されることをお勧めしたいと考えます。また、弊社は、株主の皆様が特別配当実施に関する提案に対し、賛成票を投じられることをお勧めします。特別配当実施に関する提案は、株主の皆様は当会社の業績と当会社の経営陣の仕事ぶりに対する考えを表明する権利を与えるものです。特別配当実施に関する議案に対する賛成票は、取締役会に対し、当会社の資本配分と配当政策に関する将来的方向性を示すものとなります。

本プレスリリースに関するお問い合わせは、Tim Linehan (tlinehan@silchester.com)まで御連絡下さい。

シルチェスター・インターナショナル・インベスターズLLP（以下「弊社」）について

弊社は、英国を拠点とする資産運用会社です。弊社は、「ボトム・アップ」方式の、価値に応じた投資アプローチを用いて、米国以外の国で上場されている株式に対して顧客資金を投資しております。弊社は、「長期的な」資産運用のみを行っており、空売り、デリバティブの利用又は転換型金融商品への投資は行いません。弊社は、その純資産、株価収益率又は配当利回りに比して株価が比較的安価に評価されている発行会社に投資を行うように努めます。弊社は、1995年以来日本の株式市場での投資を行っております。2022年3月31日現在、弊社が日本の株式市場で上場されている企業に投資することにより運用を行っている顧客資産は、約1兆9,000億円超となっております。

弊社は、複数の大規模な合同運用ファンドの資産運用会社に選任されております。Silchester International Investors International Value Equity Trustは、これらの合同運用ファンドの一つです。Northern Trust Companyは、当該ファンドのカストディアンを務めており、当該ファンドの持分をNorthern Trust Company AVFC Re: Silchester International Investors International Value Equity Trustという名称のノミニー勘定で保有しています。Northern Trust Companyは、シルチェスターに対し、資産運用会社として特別配当実施に関する提案を行う権限を付与する委任状を発行しておりますが、それ以外の点では本提案に関与していません。

弊社は、「アクティビスト」投資家ではありません。弊社は、自らの顧客に対して受託者としての義務を負っており、コーポレート・ガバナンスに関する自らの義務を重く受け止めております。弊社は、適切と考える場合にはポートフォリオに含まれる会社と協議を行います。

弊社が当会社の株式に最初に投資を行ったのは2006年9月のことです。弊社は、当会社の業績及び資本配分について、当会社の取締役会及び経営陣と定期的に協議を行ってきました。弊社はこれまで、かかる協議については弊社と当会社との間の機密として行って参りましたが、当会社には弊社からの提案を検討する姿勢が見られないため、弊社としては、これらの問題を公な提案として行わざるを得ないという判断に至りました。

2022年4月25日現在、弊社は、当会社の発行済株式の6.2%を保有しており、これらについて議決権を行使することができます。Silchester International Investors International Value Equity Trustは、当会社の発行済株式の2.7%超を6か月前から引き続き保有しております。弊社の顧客は集団として、当会社の最大株主です。